

## ・新しい市民活動(団体)と行政の協働形態 ～ ボランティア活動や NPO 法人における市民活動と行政の協働を事例に～

NPO は、1998 年の「特定非営利活動促進法」によって一定の法的地位を得ることができました。それは、組織として市民活動をおこなうことが社会的に認知されたことを意味しています。ここでは、NPO が抱える問題点や NPO を通じて実現されるであろう市民と行政の協働の形態についてまとめています。

### (1)現状と問題点

NPO 法人と協働に関する情報不足・情報交換の不足、市民活動団体と行政の協働の仕組みが整備されていないので、市民活動と行政の協働のあり方が一部の人の認識にとどまっています。

内閣府「平成 12 年度市民活動団体等基本調査」によると、全国的にみて市民活動団体の財政規模が一番多い社会福祉系の半分以上が年間 10 万円未満ときわめて零細なものであり、小規模でサークル的な市民活動団体が多いようです。組織的にも未整備であることから団体を立ち上げた第 1 世代に続く人材の確保が困難な場合が多く、安定的なサービスの供給主体となっていません。

平成 16 年 2 月末までに全国では 17,163 の NPO 法人が認証され、その約 60% が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」をその活動目的に掲げていますが(内閣府特定非営利活動法人の活動分野についてのホームページ参照)、例えば介護保険の提供者になったものはまだ少ない状況です。

ボランティア活動の形も多様化しており、ボランティア活動の実態を把握するためには継続的で包括的な調査が必要です。

そして、各種の調査がしめしているとおり、ボランティア活動や NPO を活性化させるためには新しい運営方法が必要な状況です。

### (2)めざされる姿

例えば、市民活動の中心となるはずの自治会・町会組織や協議会組織が個別化しているために、その役割を十分に果たしていません。しかし、これらの市民活動は行政にはできない地域性・専門性・多彩性などの機能を持っています。まずは、これらの市民活動組織が個別化せず連携して市民活動が持つ機能を生かすことが必要となってきます。

そのためには市民活動団体は自らが持っている地域性・専門性・多彩性のある「シーズ」(活動内容)を地域と行政へ積極的に公開して、新しい公共サービスの分野で活動していく必要があるでしょう。

一方、行政は地域性・専門性・多彩性などの機能をもっている市民活動団体へ